

## 函館市広告付窓口封筒の寄附に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が交付した各種証明書等を持ち帰るために窓口  
に設置して市民に提供する封筒のうち、広告が印刷された物(以下「広  
告付窓口封筒」という。)および封筒を設置するためのパンフレット  
スタンドの寄附に関し、函館市広告掲載要綱および函館市広告掲載基  
準に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 広告付窓口封筒の設置場所は、市民部戸籍住民課および各支所  
の窓口とする。

(設置期間)

第3条 広告付窓口封筒の設置期間は、1年間とする。ただし、市長は、  
広告付窓口封筒を寄附する者(以下「寄附者」という。)と協議のう  
え、設置期間を変更することができる。

(寄附者の募集)

第4条 寄附者の募集は、本市ホームページおよびその他市長が必要と  
判断した方法により行う。

(寄附の申込み)

第5条 寄附の申込みをしようとする者(以下「寄附申込者」という。)  
は、函館市広告付窓口封筒寄附申込書(様式第1号)に函館市広告付  
窓口封筒の寄附に関する提案書(様式第2号)および暴力団の排除に  
関する誓約書(様式第3号)を添えて、直近の市区町村民税完納証明  
書とともに市長に提出するものとする。

(寄附者の決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、その提出された書類の  
内容について審査を行い、寄附者を決定するものとする。審査の結果  
が良好である寄附申込者が複数の場合、次の順位により決定するもの  
とする。

(1) 市内に本社、支店、出張所等を有する(出店を予定する者を含む。)

寄附申込者

(2) 前号にて寄附者が決定しない場合は、抽選とする

- 2 市長は、前項の規定により寄附者を決定したときは、その結果を寄附申込者に函館市広告付窓口封筒の寄附採納決定通知書（様式第4号）および函館市広告付窓口封筒寄附採納について（様式第5号）により通知するものとする。

（協定書の締結）

第7条 市長は、広告付窓口封筒の製作および寄附に関して、寄附者と協定書を締結するものとする。

（留意事項）

第8条 寄附者は、広告付窓口封筒の製作のため掲載する広告を募集する場合においては、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

- 2 寄附者は、広告付窓口封筒を製作するに当たり、事前に広告付窓口封筒の色、形状その他の仕様および掲載する広告の内容について、市長と協議し製作の承諾を受けなければならない。
- 3 寄附者は、寄附する広告付窓口封筒の数量ならびに納品時期および場所について市長の指示に従わなければならない。
- 4 寄附者は、市の業務内容等を広告付窓口封筒に印刷する場合は、市長の指示に従わなければならない。

（経費の負担）

第9条 広告付窓口封筒の製作に要する費用は、すべて寄附者の負担とする。

（問題発生時の対応）

第10条 寄附者は、広告付窓口封筒の内容に関する苦情その他の問題が発生した場合においては、その責任を負い、速やかに解決するよう努めるものとする。

- 2 市長は、掲載された広告またはその内容が函館市広告掲載要綱第3条各号または函館市広告掲載基準第2条各号の規定に反していると認めるときは、当該広告付窓口封筒の設置を中止するものとする。こ

の場合においては、寄附者は速やかに代替の封筒を市に提供するものとする。

(寄附者の決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄附者の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告付窓口封筒を市長が指示する期日までに寄附しないとき
- (2) 虚偽の内容により寄附者が募集の申込みをしたとき
- (3) 寄附者が前条に規定する対応を速やかに行わないとき
- (4) 寄附者が函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民に広告付窓口封筒を提供することが不適切と市長が認めるとき

2 前項の規定により寄附者の決定を取り消した場合においては、市長は当該寄附者に対し、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告付窓口封筒の寄附に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の函館市広告付窓口封筒の寄附する要綱の規定に基づき決定した寄附者については、改正後の函館市広告付窓口封筒の寄附に関する要綱の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。